

【 介護保険訪問看護ご利用料金表 】

(2026年6月1日改定実施版)

内容	時間	サービス名称	単位数	基本料金	ご負担額		
					1割	2割	3割
看護	20分未満	訪問看護Ⅰ 1	314	¥3,271	¥328	¥655	¥982
	30分未満	訪問看護Ⅰ 2	471	¥4,907	¥491	¥982	¥1,473
	30分以上1時間未満	訪問看護Ⅰ 3	823	¥8,575	¥858	¥1,715	¥2,573
	1時間以上1時間半未満	訪問看護Ⅰ 4	1,128	¥11,753	¥1,176	¥2,351	¥3,526
リハビリ ※1週間に 6回まで 利用可能	20分	訪問看護Ⅰ 5	294	¥3,063	¥307	¥613	¥919
	40分(1回あたり20分×2)	訪問看護Ⅰ 5	588	¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838
	60分(1回あたり20分の10%減×3)	訪問看護Ⅰ 5・2組	795	¥8,283	¥829	¥1,657	¥2,485
連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護1~4		定期巡回訪看 (1月につき)	2,961	¥30,853	¥3,086	¥6,171	¥9,256
連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護5			3,761	¥39,189	¥3,919	¥7,838	¥11,757

	加算同意欄		単位数	ご負担額			確認	日付	
				1割	2割	3割			
加算 ※①②③④⑤ ⑩は区分支給 限度基準額の 算定対象外	①サービス提供体制強化加算Ⅰ (1回につき)		6	¥7	¥13	¥19			
	①サービス提供体制強化加算(定巡回) (月1回)		50	¥53	¥105	¥157			
	②特別管理加算(Ⅰ) (月1回)		500	¥521	¥1,042	¥1,563			
	③特別管理加算(Ⅱ) (月1回)		250	¥261	¥521	¥782			
	④緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (月1回)		600	¥626	¥1,251	¥1,876			
	⑤ターミナルケア加算		2,500	¥2,605	¥5,210	¥7,815			
	⑥長時間訪問看護加算 (日1回)		300	¥313	¥626	¥938			
	⑦専門管理加算 (月1回)		250	¥261	¥521	¥782			
	⑧複数名訪問加算	2名 看護師	30分未満 (日1回)	254	¥265	¥530	¥794		
			30分以上 (日1回)	402	¥419	¥838	¥1,257		
		看護師 と看護 補助者	30分未満 (日1回)	201	¥210	¥419	¥629		
30分以上 (日1回)			317	¥331	¥661	¥991			
⑨退院共同指導加算 (月1回)		600	¥626	¥1,251	¥1,876				
⑩初回加算(Ⅰ) (1月につき)		350	¥365	¥730	¥1,095				
⑩初回加算(Ⅱ) (1月につき)		300	¥313	¥626	¥938				
⑪介護職員等処遇改善加算 (1月につき)		(介護報酬総単位数×1.8%)× ¥10.42							
時間外加算	6:00から8:00まで		基本料金の 25% 増し(定期巡回訪看は除く)						
	18:00から22:00まで								
	22:00から6:00まで		基本料金の 50% 増し(定期巡回訪看は除く)						

※地域単価 ¥10.42 (秦野市6級地)

※計算式・・・①報酬単位 × 地域単価 = A(小数点以下切捨て) ②A × 0.9又は0.8又は0.7 = B(小数点以下切捨て)

③利用者負担額 = A - B

※①~⑪についての加算内容につきましては裏面にてご確認ください。

【介護保険外のその他の料金】

内容	料金
キャンセル料(サービス利用日の当日キャンセルされた場合) ※ご利用者の容態の急変や緊急やむを得ない事情のある場合は不要です。	¥1,100(税込み)
永眠時の処置料等	¥22,000(税込み)
訪問時間延長料金(訪問が1.5時間を超えた場合)	¥1,650/30分につき

※訪問時間延長料金につきましては非課税となります。

※領収証は確定申告の対象となりますので大切に保管してください。

医療法人社団 三喜会
鶴巻訪問看護ステーション
TEL:0463-76-1515

【 各加算に関する説明 】

①サービス提供体制強化加算Ⅰ <区分支給限度額の算定対象外>

勤続7年以上の者が30%以上の事業所が訪問看護を行った場合、1回につき加算をさせていただきます。

①サービス提供体制強化加算(定期巡回) <区分支給限度額の算定対象外>

国の定める基準に適合している事業所が定期巡回訪問看護を行った場合、1月につき加算を算定させていただきます。

②特別管理加算(Ⅰ) <区分支給限度額の算定対象外>

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態の方。

③特別管理加算(Ⅱ) <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症指導管理を受けている方。
- ※ 人工肛門又は人工膀胱を設置している方。
- ※ 真皮を越える褥瘡の方。
- ※ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方。

④緊急時訪問看護加算(Ⅰ) <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 利用者様またはそのご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制かつ緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事業所が算定する事ができます。
- ※ 緊急訪問を行った際は要した時間の単位数を算定させていただきます。
- ※ 1月に2回目以降の緊急訪問を行った際には早朝・夜間・深夜加算を算定させていただきます。

⑤ターミナルケア加算 <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行い、ご自宅でお看取りをさせていただいた場合に算定致します。
- ※ (死亡診断を目的に医療機関へ搬送し24時間以内に亡くなられた場合も含みます)

⑥長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者様に対して所要時間1時間30分以上の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合、1回につき加算させていただきます。

⑦専門管理加算

(イ)緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合又は(ロ)特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定させていただきます。

⑧複数名訪問看護加算

利用者様の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等により一人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合に加算させていただきます。同行者の職種によって金額が異なります。

⑨退院時共同指導加算

入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定させていただきます。

⑩初回加算(Ⅰ・Ⅱ)

Ⅰ 退院・退所日当日に看護師が訪問した場合 Ⅱ 退院・退所日翌日以降に看護師が訪問した場合
利用者が過去2月間において当該事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けていない場合であって訪問看護計画書を作成した場合に算定させていただきます。
要支援から要介護に介護度が変わり訪問看護計画書を作成した場合に算定させていただきます。

⑪介護職員等処遇改善加算 <区分支給限度額の算定対象外>

介護・福祉分野で働く職員の賃上げや職場環境の改善を目的として、事業所が一定の要件を満たした場合に介護報酬等に上乘せされる公的な加算制度となります。

【 介護予防訪問看護ご利用料金表 】

(2026年6月1日改定実施版)

内容	時間	サービス名称	単位数	基本料金	ご負担額		
					1割	2割	3割
看護	20分未満	予訪看 I 1	303	¥3,157	¥316	¥632	¥948
	30分未満	予訪看 I 2	451	¥4,699	¥470	¥940	¥1,410
	30分以上1時間未満	予訪看 I 3	794	¥8,273	¥828	¥1,655	¥2,482
	1時間以上1時間半未満	予訪看 I 4	1090	¥11,357	¥1,136	¥2,272	¥3,408
リハビリ ※1週間に 6回まで 利用可能	20分	予訪看 I 5	284	¥2,959	¥296	¥592	¥888
	40分(1回あたり20分×2)	予訪看 I 5	568	¥5,918	¥592	¥1,184	¥1,776
12ヶ月を超えた 場合は△5単位	60分(1回あたり20分×3)	予訪看 I 5・2超	426	¥4,438	¥444	¥888	¥1,332

	加算同意欄			単位数	ご負担額			確認	日付	
					1割	2割	3割			
加算 ※①②③④⑩は 区分支給限度基 準額の算定対象 外	①サービス提供体制強化加算 I	(1回につき)		6	¥7	¥13	¥19			
	②特別管理加算(I)	(月1回)		500	¥521	¥1,042	¥1,563			
	③特別管理加算(II)	(月1回)		250	¥261	¥521	¥782			
	④緊急時介護予防訪問看護加算(I)	(月1回)		600	¥626	¥1,251	¥1,876			
	⑤長時間訪問看護加算	(日1回)		300	¥313	¥626	¥938			
	⑥専門管理加算	(月1回)		250	¥261	¥521	¥782			
	⑦複数名訪問加算	2名 看護師	30分未満	(日1回)	254	¥265	¥530	¥794		
			30分以上		402	¥419	¥838	¥1,257		
		看護師と看 護補助者	30分未満	(日1回)	201	¥210	¥419	¥629		
	30分以上			317	¥331	¥661	¥991			
⑧退院共同指導加算	(月1回)		600	¥626	¥1,251	¥1,876				
⑨初回加算(I)	(1月につき)		350	¥365	¥730	¥1,095				
⑨初回加算(II)	(1月につき)		300	¥313	¥626	¥938				
⑩介護職員等処遇改善加算				(1月につき)	(介護報酬総単位数×1.8%)× ¥10.42					
時間外加算	6:00から8:00まで			基本料金の 25% 増し						
	18:00から22:00まで			基本料金の 25% 増し						
	22:00から6:00まで			基本料金の 50% 増し						

※地域単価 ¥10.42 (秦野市6級地)

※計算式...①報酬単位 × 地域単価 = A(小数点以下切捨て) ②A × 0.9又は0.8又は0.7 = B(小数点以下切捨て)

③利用者負担額 = A - B

※①~⑩についての加算内容につきましては裏面にてご確認ください。

【介護保険外のその他の料金】

内容	料金
キャンセル料(サービス利用日の当日キャンセルされた場合) ※ご利用者の容態の急変や緊急やむを得ない事情のある場合は不要です。	¥1,100(税込み)
永眠時の処置料等	¥22,000(税込み)
訪問時間延長料金(訪問が1.5時間を超えた場合)	¥1,650/30分につき

※訪問時間延長料金につきましては非課税となります。

※領収証は確定申告の対象となりますので大切に保管してください。

医療法人社団 三喜会
鶴巻訪問看護ステーション
TEL:0463-76-1515

【 各加算に関する説明 】

①サービス提供体制強化加算Ⅰ <区分支給限度額の算定対象外>

勤続7年以上の者が30%以上の事業所が訪問看護を行った場合、1回につき加算をさせていただきます。

②特別管理加算(Ⅰ) <区分支給限度額の算定対象外>

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態の方。

③特別管理加算(Ⅱ) <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症指導管理を受けている方。
- ※ 人工肛門又は人工膀胱を設置している方。
- ※ 真皮を越える褥瘡の方。
- ※ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方。

④緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅰ) <区分支給限度額の算定対象外>

- ※ 利用者様またはそのご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制かつ緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事業所が算定する事ができます。
- ※ 緊急訪問を行った際は要した時間の単位数を算定させていただきます。
- ※ 1月に2回目以降の緊急訪問を行った際には早朝・夜間・深夜加算を算定させていただきます。

⑤長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者様に対して所要時間1時間30分以上の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合、1回につき加算させていただきます。

⑥専門管理加算

(イ)緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合又は(ロ)特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定させていただきます。

⑦複数名訪問看護加算

利用者様の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等により一人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合に加算させていただきます。

⑧退院時共同指導加算

入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定させていただきます。

⑨初回加算

I 退院・退所日当日に看護師が訪問した場合 II 退院・退所日翌日以降に看護師が訪問した場合
利用者が過去2月間において当該事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けていない場合であって訪問看護計画書を作成した場合に算定させていただきます。
要介護から要支援に介護度が変わり訪問看護計画書を作成した場合に算定させていただきます。

⑩介護職員等処遇改善加算 <区分支給限度額の算定対象外>

介護・福祉分野で働く職員の賃上げや職場環境の改善を目的として、事業所が一定の要件を満たした場合に介護報酬等に上乘せされる公的な加算制度となります。